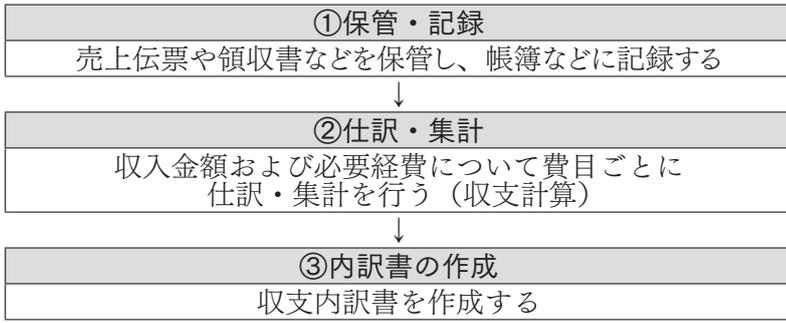


# 農業所得の申告準備をお願いします

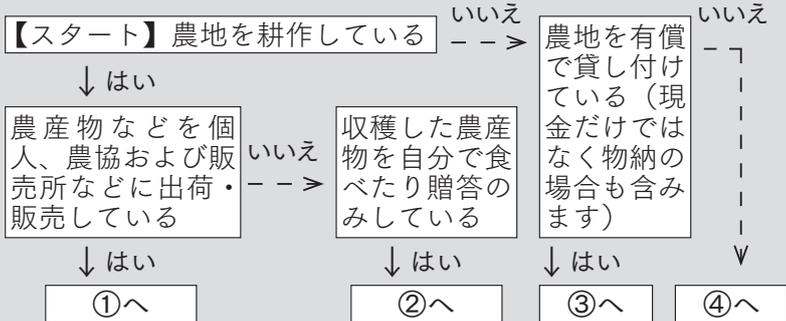


農業所得の申告（確定申告または個人住民税の申告）を行うためには、自分で収支内訳書（青色申告決算書）を作成するなど準備が必要です。申告相談で農業所得を申告する場合は、相談を円滑に進めるため、必ず経費などの仕訳・集計を済ませてから会場にお出掛けください。

## 農業所得の申告の流れ



## 農業所得の申告が必要な方



①	収支計算により農業所得を申告してください
②	消費した農産物の数量に消費した市場平均価格を乗じて農業所得の収入として申告してください
③	農地の貸し付けに係る収入を不動産所得として申告してください
④	農業所得の申告の必要はありません

収入	販売金額	農産物の売上伝票等から集計（出荷経費を引く前の金額で計算）
	家事消費	家事消費の数量に収穫時の単価の平均額（庭先価格）により計算
	雑収入	受取共済金、受託耕作収入、農業に係る各種補助金・交付金などの収入金額を計算
経費	農産物の棚卸高	・期首（前年の棚卸額） ・期末（数量×収穫時の価格の平均額） （野菜などの生鮮な農産物や棚卸数量の僅少なものは省略可）
	肥料、農薬費、出荷経費など	農作業などに使用した肥料、農薬、ダンボール代の資材費などの領収書、レシートにより計算

**Q** 農業所得の収支計算の仕方は？  
**A** 農業所得は、総収入金額から必要経費を差し引いて計算します。収入と経費の区分については、左表を参考に計算してください。

区分	控除額
所得税の青色申告をされる方	支払った金額（税務署長の承認が必要）
青色申告以外の方	(1)500,000円（配偶者は、860,000円） (2)専従者控除前の所得金額／（専従者の人数+1） ※(1)、(2)のいずれか少ない金額が一人当たりの専従者控除額となります

**Q** 水道・電気・ガス・燃料代などの経費に日常生活で使用した分も含んでいる場合は？  
**A** 農業に使用した分のみを必要経費として計上します。使用割合などの合理的な基準で案分してください。

**Q** 収支内訳書の専従者控除の計算方法はどのようになりますか？  
**A** 生計を一にしている配偶者や親族（15歳以上）が、1年に6カ月以上農業に専ら従事している場合、専従者控除として必要経費に算入できます。計算方法は、左表のとおりです。

## 申告相談の電話予約について



申告相談期間中の午前9時から午後4時までの間、30分単位で時間を指定してご予約いただけます。  
 なお、申告相談の詳細な日程などについては、広報なかの2月号でお知らせします。

○予約方法 予約専用電話で希望相談日、会場（市民会館、豊田支所）と時間を指定してください。

◆予約専用電話 ☎(38)1300

※予約受付日の受付時間以外には通話できません。

○受付日 2月5日(金)～3月14日(月)（土・日・祝日を除く）

○受付時間 午前8時30分～午後5時15分

○その他留意点

- ・市の代表電話での予約はできません。
- ・予約は希望相談日の前日までに済ませてください。（月曜日を希望する場合は、前の週の金曜日まで）
- ・予約状況により、お住まいの地区以外の相談日になる場合があります。

問い合わせ先  
 税務課 課税係  
 ☎(22)21111（内線225）



# 軽自動車税の税率改正



平成 26・27 年度税制改正および市税条例の改正により軽自動車税の税率が次のとおり改正されました。

## ○原動機付自転車などについて

下表の①改正後の税率が、平成 28 年度から適用されます。

車種区分		現行年額	① 改正後の年額 【H28 年度分～】
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	三輪以上のもの	2,500円	3,700円
軽自動車 二輪のもの	125cc超 250cc以下	2,400円	3,600円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

## ○軽自動車について

下表の改正後の税率が適用されます。

車種区分			② 現行年額	③ 改正後の年額 【H27年度分～】	④ 重課税率（年額） 【H28年度分～】	軽課（年額）【H28年度】		
						⑤	⑥	⑦
三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用のもの	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円

②平成27年3月31日までに新規検査をした車両（④の場合を除く）

③平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両

④最初の新規検査から14年を経過した月の属する年度以後の年度分の車両に適用（平成28年度から）

⑤電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

⑥乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（以下：※1）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
貨物用：※1 かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

⑦乗 用：※1 かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物用：※1 かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※⑤、⑥、⑦については、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に最初の新規検査をした車両に限ります。

※⑥、⑦については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする車両に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

## ○軽自動車税の減免申請について

身体に障がいのある方が所有する軽自動車など条件を満たす場合は、申請により軽自動車税の減免をしています。なお、軽自動車税減免申請書には、個人番号および本人確認書類が必要となります。

個人番号および本人確認については、広報なかの12月号をご覧ください。

問い合わせ先 税務課課税係 ☎（22）2111（内線225）